

＜自殺予防に関する指導についての参考資料等＞

児童生徒の自殺予防については、これまでも各学校において積極的に取り組んでいるところです。しかし、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は令和2年度には過去最高となり、令和3年度も高止まりしているという状況にあります。また、SNSを利用した卑劣な事件も発生していることから、事件の再発や児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であると言えます。さらに、命や暮らしの危機に直面したときのSOSの出し方に関する教育を進めることも必要です。このことから、以下の通知や参考資料等を基に、より一層の自殺予防教育の推進が求められます。

○通知

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	文科省 R4.12
児童生徒の自殺予防について（通知）	文科省 R5.2
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（通知）	文科省 H30.8
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）	文科省 H30.1

○参考資料等（令和5年2月現在）

 	 	 
「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」 (文科省 H21.3)	「子供の自殺が起きたときの 緊急対応の手引き」 (文科省 H22.3)	「子供に伝えたい自殺予防」 (文科省 H26.7)
 	 	
わたしの健康(小学生用)	かけがえない自分、かけがえない健康(中学生用)	
<p>「24時間子供SOSダイヤル」 TEL 0120-0-78310 -「24時間子供SOSダイヤル」について-</p>  	<p>「宮城県自死対策推進センター」 TEL 0229-23-0028 電話相談：月～金 9:00～16:00 面談相談：予約制。事前に電話予約。</p>  	<p>「子供の相談ダイヤル」 TEL 022-784-3568 電話相談：月～金 9:00～16:00 (祝休日・年末年始休み)</p>  

＜児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等＞

児童虐待について、児童相談所での令和3年度の虐待相談対応件数は20万7659件（速報値）で、前年度より1.3%増え過去最多となっています。総数のうちの約1万4000件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応に当たり、重要な役割を果たしております。しかし、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」では、児童虐待による死亡事故例は年間70件を超えていることが報告されるなど、多くのかけがえのない命が失われております。学校と関係機関との連携不足などの課題があることも指摘されております。

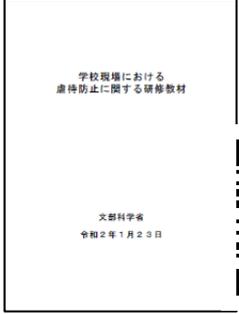
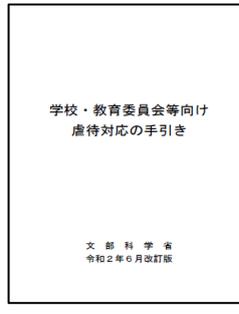
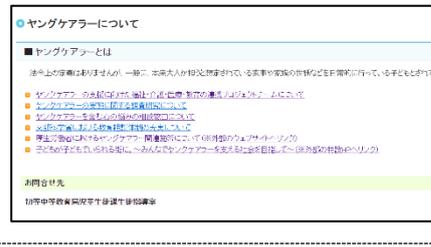
また、ヤングケアラーと言われる、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒についても、近年ニュース等で問題視されております。そのような児童生徒は、家庭のケアのため不登校に陥ったり、心理的な負担から心身の健康を害したり等の問題が懸念されることから、実態把握と早期支援が重要となります。

以下に、児童虐待防止、ヤングケアラーに関する通知や参考資料等を示しましたので、学校と関係機関の連携強化、早期発見・対応にお役立てください。

○通知

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について	文科省 H31.2
学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）	文科省 H31.2

○参考資料等（令和5年2月現在）

 <p>学校現場における虐待防止に関する研修教材</p> <p>文科科学省 令和2年1月23日</p>	 <p>学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き</p> <p>文科科学省 令和2年6月改訂版</p>	 <p>スクリーニング活用ガイド ～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～</p> <p>文科科学省 作成 大阪府立大学山崎千穂実室 令和2年3月27日</p>
「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文科省 R2.1)	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文科省 R2.6 改訂)	スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～(文科省 R2.3)
 <p>それは、親子の未来を守る相談。</p> <p>0120-189-783 2023.2.15 日本児童相談所協会</p> <p>ママもパパも、一人で抱え込まないで。子育ての悩み、相談のここ、ご相談ください。</p>	 <p>体罰等によらない子育てを広げよう！</p> <p>2023年 子育て支援月間</p>	 <p>「だれか」じゃなくて「あなた」から 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (通話料無料)</p>
「児童虐待防止推進月間」啓発用リーフレット(厚生労働省)	「体罰等によらない子育てを広げよう」(厚生労働省)	児童虐待防止推進スペシャルコンテンツ(厚生労働省)
 <p>ヤングケアラーとは</p> <p>「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うべき家事や家族の世話を自ら日常的に行っていること、親の介護の責任により、学業や友人関係などに影響を及ぼしていることなどがあつた。</p>	 <p>ヤングケアラーについて</p> <p>■ヤングケアラーとは</p> <p>通常上の学業は担任や本人が一般に、本来大人が担うべき家事や家族の世話を自ら日常的に行っていることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーは、学校生活だけでなく、社会生活、習い事の練習などにも参加している。 ・ヤングケアラーは、家族に依存する生活を送っている。 ・ヤングケアラーは、学校生活や社会生活に支障をきたしている。 ・ヤングケアラーは、学業や友人関係などに影響を及ぼしている。 ・ヤングケアラーは、学業や友人関係などに影響を及ぼしている。 ・ヤングケアラーは、学業や友人関係などに影響を及ぼしている。 <p>お問い合わせ先 10号中等教育相談室(不登校・不登校相談)</p>	
「ヤングケアラーについて」(厚生労働省)	「ヤングケアラーについて」(文科科学省)	